

# 登別市若山浄化センター等維持管理業務包括委託総合評価一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）を、本市が発注する登別市若山浄化センター等維持管理業務包括委託（以下「本委託」という。）に係る一般競争入札において実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(落札者決定基準)

第2条 市長は、登別市若山浄化センター等維持管理業務包括委託総合評価契約審査委員会設置要綱に基づき設置する登別市若山浄化センター等維持管理業務包括委託総合評価契約審査委員会（以下「契約審査委員会」という。）の審議を経た上で、本委託に係る総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第3条 市長は、前条の規定により落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ3名以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くものとする。

2 前項の規定による意見の聴取においては、併せて当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴くものとする。

3 前2項の規定による意見聴取を行うため、登別市若山浄化センター等維持管理業務包括委託総合評価技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）を設置する。

4 技術審査委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

(評価方法)

第4条 評価は、入札参加者が提出した提案書等に基づき算出する技術評価点と入札価格により算出する価格評価点との合計点（以下「総合評価値」という。）により行うものとする。

(落札者の決定方法)

第5条 落札者は、次に掲げるすべての要件を満たす入札参加者のうち、総合評価値の最も高い者とし、契約審査委員会の審議を経た上で市長が決定するものとする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 入札参加者が提出した提案書等が、落札者決定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていること。

2 前項の規定において、総合評価値の最も高い者が2以上あるときは、市長は、くじ引きを実施し、落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第6条 市長は、落札者を決定したときは、入札結果について本市ホームページで公表するものとする。

(提案内容の履行の確保等)

第7条 市長は、落札者が提出した提案書等に虚偽記載等があった場合は、契約の解除をすることができる。

2 市長は、落札者の提案内容等が履行されなかった場合は、契約約款による措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月29日から施行する。